



浦安市では、就労・出産や病気・病人の看護等で保護者が児童を保育することができないため、その保育を認証保育所又は簡易保育所に委託している場合、児童の保護者に対し補助金を支給しています。

1 認証保育所と簡易保育所について

保育所は、国が定める児童福祉施設最低基準を満たし、児童福祉法に基づく児童福祉施設として都道府県知事等の認可を受けた施設である認可保育所とそれ以外の施設である認可外保育施設とに分けられます。

浦安市では、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出をした認可外保育施設のうち、下記の基準を満たした施設を認証保育所や簡易保育所として定め、保護者への補助金支給対象施設としています。

【認証保育所と簡易保育所の主な基準】

| | 認証保育所 | 簡易保育所 |
|-------|---|-------------------------------|
| 開所時間 | 11 時間以上 (さらに 1 時間以上の延長保育を実施) | 10 時間以上(*) |
| 開所日 | 月～土曜日(祝祭日・年末年始を除く) | 週 5 日以上を常態(*) |
| 保育料 | 3 歳未満児：月額 80,000 円以下 3 歳以上児：月額 77,000 円以下 | 施設で独自に設定 |
| 入園金 | 無料 | 施設により異なる |
| 保育室面積 | 0・1 歳児：1 人あたり 2.5 m ² 以上 2 歳以上児：1 人あたり 1.98 m ² 以上 | 1 人あたり 1.65 m ² 以上 |
| 保育従事者 | 有資格者を 3 分の 2 以上配置 | 有資格者を 3 分の 1 以上配置 |
| 受入れ児童 | 不特定多数の児童 | 不特定多数の児童(*) |

* 開所時間が 10 時間未満の施設は、対象外です。

* 夏休み等長期休暇のある施設は、対象外です。

* 事業所内保育所やマンション住民のみの認可外保育施設など利用者(児童)を限定する施設は、対象外です。

* 千葉県や東京都等に認可外保育施設設置届を届け出していない施設は対象外です。

* 別紙「平成 23 年度浦安市認証・簡易保育所通園児補助金交付対象園一覧表」に記載がある認可外保育施設が対象園となります。上記の条件を満たして、一覧表に記載のない施設にお子様を通わせている場合は、保育幼稚園課窓口にてご相談ください。

2 補助金を申請・受給できる方

| | 認証保育所通園児補助金 | 簡易保育所通園児補助金 |
|------|--|-------------|
| 受給要件 | <p>浦安市に居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている保護者及び児童であること。</p> <p>児童が1か月15日以上・1日5時間以上継続して認証保育所又は簡易保育所に通園していること。</p> <p>一時保育等での利用は対象外となります。</p> <p>保護者及び同居者(18～59歳)が、1か月15日以上・1日5時間以上の就労・出産・病気・介護・就学などにより児童の保育をすることができないと認められること。</p> | |

3 補助金額

(1) 認証保育所

| | 補助額(月額) | |
|------|---------|---------|
| 基本補助 | 3歳未満児 | 25,000円 |
| | 3歳児 | 14,000円 |
| | 4歳以上児 | 10,000円 |

認証保育所通園児補助金対象者のうち、該当する世帯のみへの加算補助

| | | | |
|----------|-------------------------|-------|---------|
| 所得加算補助 | 前年分の所得税非課税世帯 | 3歳未満児 | 10,000円 |
| | | 3歳以上児 | 8,000円 |
| | 前年分の所得税課税額が30,000円未満の世帯 | 3歳未満児 | 5,000円 |
| | | 3歳以上児 | 4,000円 |
| 兄弟姉妹加算補助 | 第2子 | 3歳未満児 | 15,000円 |
| | | 3歳以上児 | 12,000円 |
| | 第3子以降 | 3歳未満児 | 25,000円 |
| | | 3歳以上児 | 20,000円 |

(2) 簡易保育所

| | 補助額(月額) | |
|------|---------|---------|
| 基本補助 | 3歳未満児 | 23,000円 |
| | 3歳児 | 12,000円 |
| | 4歳以上児 | 10,000円 |

* 児童の年齢は、申請年度の4月1日現在の年齢です。

* 平成23年度より、簡易保育所通園児補助金の補助額を上記のとおり減額しています。

* 簡易保育所通園児補助金には、加算補助はありません。

* 補助金は、児童ごとの月額基本保育料を上限として支給します。

4 所得加算補助について(認証保育所通園児補助金対象者のうち、下記に該当する場合)

父・母の所得税額の合計額が 30,000 円未満の場合に、所得加算補助をします。

父・母それぞれ次のいずれかの書類(コピー可)を提出してください。

1) 平成 22 年分源泉徴収票

* 確定申告をする方は、源泉徴収票ではなく確定申告書を提出してください。

2) 平成 22 年分の所得税の確定申告書 第一表及び第二表

* 平成 22 年中に所得がなかった方や会社から源泉徴収票が発行されない方など、1) 2) の書類をどうしても提出できない場合は、保育幼稚園課までお問い合わせ下さい。

* 補助対象となるかどうかは、次の所得税額の確認方法欄にて確認してください。

所得税額の確認方法

1) 源泉徴収票の場合

* 「源泉徴収税額」に「住宅借入金等特別控除の額」を合算した額

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------------|-------------------------|------------------|-----------|------------------|------------------|--------------|-------------|---------|---------------|
| 支 払 を 受 け る 者 | 住所又は居所 | 氏名 | | (受給者番号) | | | | | | |
| | | | | (フリガナ) | | | | | | |
| | | | | (役職名) | | | | | | |
| 種 別 | 支 払 金 額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 | | | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| 控除対象配偶者の有無等 | 配偶者特別控除の額 | 扶養親族の数 〔配偶者を除く〕 | 障害者の数 (本人を除く) | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 | | | |
| 有 加 算 無 | 円 | 特 定 老 人 其 他 | 特 別 其 他 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | | 人 従 人 内 人 従 人 内 人 従 人 内 | 人 従 人 内 | | | | | | | |
| (摘要)住宅借入金等特別控除可能額 | | | | 円 | 国民年金保険料等の金額 | 円 | 配偶者の合計所得 | | | |
| | | | | | | | 円 | | | |
| | | | | | | | 個人年金保険料の金額 | | | |
| | | | | | | | 円 | | | |
| | | | | | | | 非長期損害保険料の金額 | | | |
| | | | | | | | 円 | | | |
| 未 成 年 者 | 乙 欄 | 本人が障害者 特別 その他 | 寡 婦 特 別 | 寡 夫 | 勤 務 差 生 | 差 支 退 職 | 災 害 者 | 外 国 人 | 中途就・退職 | 受給者生年月日 |
| | | | | | | | | | 就職退職年月日 | 明 大 昭 平 年 月 日 |
| 支 払 者 | 住所(市町) 又は所在地 | 氏名又は 名称 | | (電話) | | | | | | |
| 整理欄 | ① | ② | | 315-1 | | | | | | |

5 兄弟姉妹加算補助について(認証保育所通園児補助金対象者のうち、下記に該当する場合)

認証保育所に通園する児童の兄弟姉妹が認可保育所又は認証保育所及び家庭的保育者(保育ママ)に通園・利用している場合、第2子以降の児童のうち認証保育所に通園している児童に対して、兄弟姉妹加算補助をします。

* 第2子以降の児童が認可保育所に通園している場合には、認可保育所の保育料を減額します。詳細は、別冊「平成23年度認可保育園入園のご案内」の「7. 保育料の計算方法、軽減措置、減免」等を参照してください。

* 兄弟姉妹が幼稚園又は簡易保育所に通園している場合、その児童は兄弟姉妹加算の補助対象とはなりません。(幼稚園や簡易保育所に通園する児童は、兄弟姉妹の児童数に含めません。)

具体例

| | 1人目 | 2人目 | 3人目 | 加算補助 | |
|---|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | | | | 対象 | 金額 |
| 1 | 認証保育所 【第1子】 | 認証保育所 【第2子】 | | 第2子 | 3歳未満児：月額15,000円 3歳以上児：月額12,000円 |
| 2 | 認可保育所 【第1子】 | 認証保育所 【第2子】 | | 第2子 | 3歳未満児：月額15,000円 3歳以上児：月額12,000円 |
| 3 | 認証保育所 【第1子】 | 認可保育所 【第2子】 | | 当該加算補助は、対象外 ただし、第2子の認可保育所保育料を減額 | |
| 4 | 簡易保育所 【対象外】 | 認証保育所 【第1子】 | | 当該加算補助は、対象外 | |
| 5 | 認証保育所 【第1子】 | 認証保育所 【第2子】 | 認証保育所 【第3子】 | 第2子 | 3歳未満児：月額15,000円 3歳以上児：月額12,000円 |
| | | | | 第3子 | 3歳未満児：月額25,000円 3歳以上児：月額20,000円 |
| 6 | 認可保育所 【第1子】 | 認可保育所 【第2子】 | 認証保育所 【第3子】 | 第2子 | 認可保育所保育料を減額 |
| | | | | 第3子 | 3歳未満児：月額25,000円 3歳以上児：月額20,000円 |
| 7 | 認可保育所 【第1子】 | 簡易保育所 【対象外】 | 認証保育所 【第2子】 | 第2子 | 3歳未満児：月額15,000円 3歳以上児：月額12,000円 |
| 8 | 簡易保育所 【対象外】 | 認証保育所 【第1子】 | 認可保育所 【第2子】 | 当該加算補助は、対象外 ただし、第2子の認可保育所保育料を減額 | |

* 家庭的保育者(保育ママ)については、認可保育所と同じ扱いとなります。

* 上記以外のケースについては、保育幼稚園課までお問い合わせください。

6 申請書類

1) 認証保育所通園児補助金・簡易保育所通園児補助金交付申請書

2) 通園証明書(浦安市様式)

- * 通園する認証保育所又は簡易保育所で記入していただきます。
- * 児童1人につき1枚必要です。

3) 保育ができないことを証明する書類

- * 保護者及び同居者(18～59歳)の方全員分の書類が必要です。

【保育ができないことを証明する書類】

| | |
|-----------|--|
| 就 労 の 場 合 | 就労証明書 |
| 就 学 の 場 合 | 在学証明書及びカリキュラム |
| 出 産 の 場 合 | 母子手帳の出産予定日が記載されたページの写し(出産前) 母子手帳の出生日が記載されたページの写し(出産後) |
| 病 気 の 場 合 | 診断書 * 保育幼稚園課にて配布しています。 |
| 介 護 の 場 合 | (要介護者の)診断書 介護スケジュール表 |
| そ の 他 | 保育証明書 (兄弟姉妹を保育所以外で保育している場合) * その他、保育に欠けることを証明する書類が必要となる場合があります。 |

- * 印がついているものは、浦安市の様式を使用してください。

- * 証明日及び記入日より、3か月以上経過したものは受け付けできません。

4) 平成22年分の所得税の分かる書類(父・母分)

- * 認証保育所に通園している方のうち、所得加算補助に該当する世帯のみ必要です。

5) その他(該当する方のみ必要)

外国籍の方が同居している場合

- ・ 旅券(パスポート)に添付のビザの写し又は外国人登録証明書(表裏)の写し
- ・ 資格外活動許可証(就労不可のビザの方のみ)の写し

父母のどちらかひとりが不存在になる予定の場合(離婚調停中の別居)

- ・ 家庭裁判所への調停申立書又は調停期日呼出状等のコピー

父母のひとりが長期不在(入所時点で向こう1年以上の単身赴任や入院等)の場合

- ・ 単身赴任、入院等を証明する書類(辞令、診断書等)

- * その他、書類が必要となる場合がありますので、ご不明な点は、保育幼稚園課までお問い合わせください。

7 申請方法

認証保育所や簡易保育所に入園しましたら、申請書類を揃えて速やかに各提出先に申請してください。

| | 提出先 | 提出方法 |
|-------------|--------------------|------|
| 認証保育所通園児補助金 | 通園する認証保育所 | 持参 |
| 簡易保育所通園児補助金 | 市役所 保育幼稚園課(第3庁舎1階) | |

* 記載内容及び申請書類の確認をするため、郵送での申請は受け付けできません。

* 日曜日(8時30分～17時)も本庁舎2階にて受付業務を行っておりますので、ご利用ください。

8 申請期限

当該年度の支給に係る申請期限は、3月31日(土曜日の場合は、前日)までです。
期限後に申請された場合は、受給対象外となりますので、早めに申請してください。

なお、年度ごとに申請が必要となります。

9 支給の決定・期間

申請した月の翌月に審査を行い、交付決定通知書又は却下通知書を郵送します。

支給期間は毎年度4月～翌年3月までの最長1年(度)間です。

| 事由 | 支給期間(最長) | |
|-------|----------------------------|---|
| 就労・就学 | 1年(度)間 | 年度途中で契約期限等がある場合は、その期限までが支給期間となります。 |
| 出産 | 出産予定月の2ヶ月前から 出産月の2ヶ月後まで | 出産後の支給は、出生日が記載された母子手帳の写しの提出を受けてから決定します。 |
| 病気・介護 | 1年(度)間 | 年度途中で治療が完了した場合は、その期間までが支給期間となります。 |

10 支給の方法

補助金は決定通知後の7・10・1・4月の各月末に、それぞれの前月までの受給要件を満たす月分の支給額を申請書の口座に振込みます。要件を満たさない月がある場合は、その月の支給はできません。

| | |
|--------------------|----------------|
| 4月1日～ 6月30日までに申請 | 4月～6月分： 7月末振込 |
| 7月1日～ 9月30日までに申請 | 4月～9月分： 10月末振込 |
| 10月1日～ 12月28日までに申請 | 4月～12月分： 1月末振込 |
| 1月4日～ 3月31日までに申請 | 4月～3月分： 4月末振込 |

* 上記 ~ とともに4月から3月まで補助金支給対象の場合です。

* 申請書に記載した口座は、忘れないように控えておいてください。

11 申請事項の変更

当該年度において、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。また、変更内容によっては、次のとおり別途必要な書類があります。

変更届の提出が必要になる主な例

保育所を変更した場合

通園証明書を提出してください。

会社を変えたなど就労状況に変更があった場合

就労証明書を提出してください。

就労証明書に契約期間が明記されていて、継続して就労する(契約更新)場合

就労証明書を契約更新の都度提出してください。

妊娠がわかった場合

母子手帳の出産予定日が記載されたページの写しを提出してください。

出産した場合

母子手帳の出生日が記載されたページの写しを提出してください。

産後(8週)すぐに復職や新しい仕事に就いた場合、及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業(以下、「育児休業」という。)を取る場合

就労証明書を提出してください。育児休業を取得する場合は、育児休業取得開始時及び職場復帰時に、就労証明書が必要となります。

* 育児休業を取得する場合の支給要件・期間等については、「13 その他」にて確認してください。

病気・介護に関する事項に変更があった場合

診断書、介護スケジュールを提出してください。

* その他、変更届が必要になる場合がありますので、ご不明な点は、保育幼稚園課までお問い合わせください。

12 受給資格の喪失

退職や退園、市外転出や公立保育園への入園などにより受給資格がなくなったときは、速やかに受給資格喪失届を提出してください。

受給喪失の届けがなく支給を受けられた場合には、受給資格喪失月にさかのぼって返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

13 その他

就労内定期間や求職期間中は受給対象外ですので、申請は受け付けられません。

休園期間や保育料の減免を受けた期間は、受給対象外になります。

認可保育園や幼稚園と併用して認証保育所や簡易保育所へ通う場合は、受給対象

外です。夏休み期間となる 8 月でも対象外となります。

在園児の保護者が弟妹を出産した後に、育児休業を取得する場合、保育環境の変化を考慮し、育児休業期間中も補助金の支給対象となります。支給期間は育児休暇対象児童が 1 歳 6 ヶ月になる月までとなります。

* 育児休業中に支給対象となるのは、「出産」事由期間より前に入所した児童のみです。兄弟が「出産」事由期間中に入所した場合、育児休業を取得するかどうかに関わらず、出産 2 ヶ月後までの支給となります。

上記の育児休業以外で、保護者が 1 人でも児童を保育している場合（自宅・職場など問わず）は、他の兄弟姉妹の児童が認証、簡易保育所に通園していても保育することができないと認められませんので、受給対象外となります。

保育所との契約で、夏休み等の長期休暇がある契約形態をとった場合は、保育に欠ける要件に該当しませんので、一年(度)を通して受給対象外となります。

申請書類等は、市役所保育幼稚園課及び各保育所にて配布しております。

また、市ホームページからもダウンロードいただけます。

ダウンロードはこちらから

<http://dl.city.urayasu.chiba.jp/A1010.do>

浦安市猫実 1 - 1 - 1

浦安市こども部保育幼稚園課

電話：047 - 351 - 1111(代表)

1135・1136 (内線)

URL：http://www.city.urayasu.chiba.jp